

40 「和食」の保護・継承、食育・地産地消等の推進

【1,054(56)百万円】

対策のポイント

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承のための普及活動、全国レベル・地域レベルでの食育活動、地域の食を日常の食生活に取り入れてもらうための活動等の支援による国産農林水産物・食品の消費拡大を推進します。

<背景／課題>

- ・消費者と食との関わり方が多様化する中で、「和食」や郷土料理等の伝統的な食文化の継承が難しくなるとともに、食卓と農業生産現場の「距離」の拡大が懸念されます。このような状況を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承していくとともに、地域に根ざした食文化の魅力の再発見等を促すことが重要です。
- ・また、平成28年3月に新たに策定される予定の第3次食育推進基本計画に基づき、主要課題についての検討を行い、食育推進の取組を強化することが重要です。
- ・さらに、日本の食文化や国産農林水産物等の魅力の発信などを通じて、国民が日本食の素晴らしさを再認識することにより、国産農林水産物等の消費拡大を国民運動として推進していくことが必要です。

政策目標

国産農林水産物を購入する際に、輸入品と比較して「割高でも国産を選ぶ」者の割合の増加（63%（平成26年度）→70%（平成40年度））

<主な内容>

1. 「和食」と地域食文化継承推進事業

（1）「和食」の保護・継承事業〔新規〕

103（一）百万円

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、「和食」の魅力等を効果的に発信するシンポジウム等を開催します。

（ 委託費
委託先：民間団体 ）

（2）地域食文化魅力再発見食育推進事業〔新規〕

109（一）百万円

郷土料理等の地域の食の魅力の再発見や地域における日本型食生活の普及等を促すため、これらの活動を推進するリーダーの育成や活動の促進、食育を通じて地域の食の普及を図る展示会や交流会、調理体験等の実施を支援します。

（ 補助率：1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 ）

<各省との連携>

- 文部科学省 ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、「和食」文化の保護・継承を連携して推進

2. 全国レベル・地域レベルでの食育及び地産地消の推進

(1) 食育活動の全国展開事業

87(56) 百万円

新たに策定される第3次食育推進基本計画に基づく主要課題について、実態調査や事例調査を実施し、課題解決に向けた推進方策について検討を行います。また、国民運動として食育を推進するため、食育全国大会や食育優良活動表彰等を実施します。

※ 「内閣官房・内閣府見直し法案」により食育推進事務が農林水産省に移管されることを反映した要求としています。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(2) 日本の食消費拡大国民運動推進事業〔新規〕

755(一) 百万円

① 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業

消費拡大の取組を行う各団体等の連携を強化し、相乗効果が発揮できるよう、国産農林水産物の消費拡大を推進するフード・アクション・ニッポン事務局が新たに品目別・地域別の取組を取りまとめることとし、一元的な広報活動、食の魅力普及活動、顕彰活動及びそれらの効果測定等を実施します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

② 地域の食の絆強化推進運動事業

農林漁業者、給食事業者、小売事業者等が連携して行う農林漁業体験を通じた食育活動（教育ファーム活動）や学校給食等と連携した地産地消の取組を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：地方公共団体、民間団体等〕

<各省との連携>

- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省と連携し、新たに策定される第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進

(関連対策)

健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業〔新規〕

525(一) 百万円

世界初となる機能性農産物を認めた機能性表示食品制度を活用して健康関連の食市場を開拓するため、制度活用ノウハウ等の情報提供や自主的ガイドラインの整備支援など、食産業が機能性表示食品制度等を活用しやすい環境整備を支援するとともに、地域の食の健康ブランドづくりや新たな食環境（機能性表示食品制度やスマイルケア食等）に対応した食育の推進に関する取組を支援します。

お問い合わせ先：

1(1)の事業	大臣官房政策課食ビジョン推進室	(03-3502-5516)
1(2)、2(1)、2(2)②の事業	消費・安全局消費者情報官	(03-3502-5723)
2(2)①の事業	大臣官房食料安全保障課	(03-6744-2352)
関連対策	食料産業局食品小売サービス課外食産業室	(03-6744-0481)